

第2章

健康で生きいき、
相互に支えあう人のまち

第2章 健康で生きいき、 相互に支えあう人のまち

第1節 健康づくりの推進



1. 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

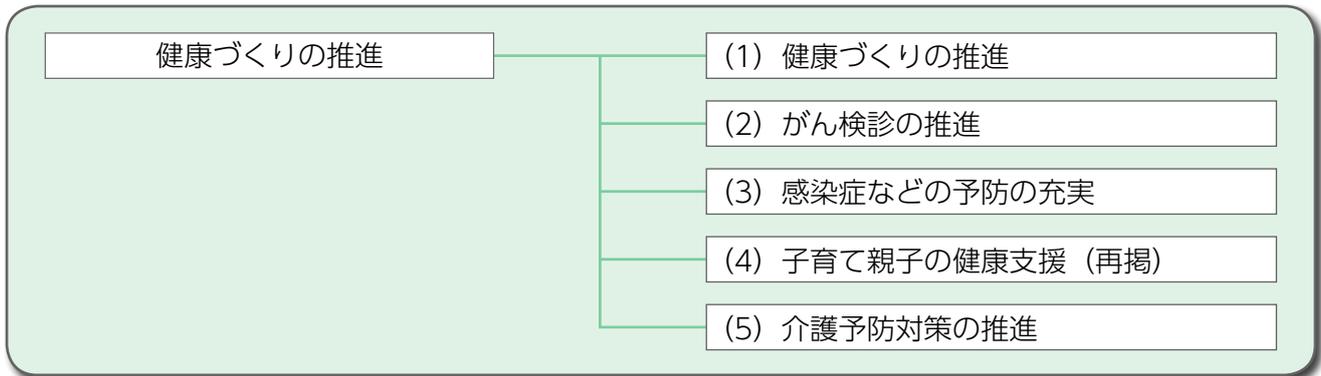


2. 現状と課題

- ◆市民一人ひとりが健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解し、主体的に取り組めるよう支援する環境づくりが求められています。
- ◆健康に対する意識啓発や健康づくりの取組みとしては、町会などと協力し健康相談や健康講座などを実施しています。
- ◆市民の健康寿命を伸ばす上で重要な課題である、循環器疾患や糖尿病等を発症させないための一次予防に重点を置いた生活習慣病対策が求められています。
- ◆死亡主要原因は、がんが第1位であり、国では「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ◆新型インフルエンザなどの感染症に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき市対策本部を設置するなど、市民への情報提供や臨時予防接種の実施など迅速な対応についての体制を整えています。
- ◆介護予防の普及啓発をさらに進めるため、地域で展開される介護予防活動への支援が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ◆すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指し、市民・地域・関係機関等が連携し、さらなる健康づくりを総合的・計画的に進めます。
- ◆重症化につながりやすい糖尿病・高血圧・脂質異常症等に関する健康教育や健康相談の充実を図り、市民が自らの健康に関心を持てるよう啓発に努めます。
- ◆町会や地区社協などと協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。
- ◆食育を通じた健康づくりを推進していくため、食育推進条例の制定及び同推進計画の策定を行うとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携して、地域に根ざした食育推進事業に取り組んでいきます。
- ◆妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携し、情報提供や啓発などの食育を進めます。
- ◆特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上に向け、啓発に取り組みます。
- ◆口腔の健康は、市民が健康な生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を担っているため、歯科口腔保健に関する健康づくりを計画的に進めます。

『健康増進計画の策定』（健康増進センター）

市民の誰もが、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、健康づくりを推進するための基本となる、健康増進計画を策定します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|--|---|----------------------------------|
| — | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 健康に関する意識調査の実施 健康づくり審議会の設置 富士見市健康増進計画策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく健康増進施策の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 20～64歳の運動習慣者（週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている者）の割合 | — | — | 男性 31% 女性 33% （埼玉県の目標に準じる） |

『歯科口腔保健の推進』（健康増進センター）

歯や口腔の健康は、健康で質の高い生活を送るうえで重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健推進計画を策定し、計画的な取組みを進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|---|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健推進条例の制定（平成 26 年 3 月予定） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 歯科口腔保健推進計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく歯科口腔保健の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 歯科健診を受けている市民の割合（アンケート調査実施） | 26.5% | 40% | 48% |

| 『食育推進事業』（健康増進センター） | | | |
|--|-------------|--|---|
| 生涯を通じた健全な食生活の実現に向けて、食育推進条例の制定及び同推進計画を策定し、食育に関する取組みを計画的に進めます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員による食生活改善事業の市民参加者数 2,909人（平成24年度実績） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進員や大学などとの連携による食育の推進 食育推進条例の制定 食育推進計画の策定 食育推進拠点の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく食育の推進 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 食生活改善推進員数 | 66人 | 75人 | 80人 |
| 食生活改善推進員による地域の料理教室開催・支援回数 | 110回 | 120回 | 125回 |

| 『市民健康づくり事業』（健康増進センター） | | | |
|--|-------------|--|--|
| 生活習慣病の一次予防に重点を置いた健康教育・相談の機会などを充実します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 健康教室（生活習慣病予防教室・乳がん予防ミニ講座など） 健康相談（所内健康相談・地域健康相談など） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 健康教室、健康相談などの実施 | <ul style="list-style-type: none"> 健康教室、健康相談などの実施 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 健康教室・健康相談の参加者数（延べ） | 3,631人 | 3,700人 | 3,700人 |

（2）がん検診の推進（健康増進センター）

- ◆実施方法を見直すなど利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を進め、受診率向上に努めます。

『健康診査事業』（健康増進センター）

各種がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上を目指すとともに、早期発見に向けた検査の機会を提供します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|---|--|--|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 集団検診（胃がん、乳がん、前立腺がん） ・ 個別検診（肺がん、大腸がん、子宮頸がん） ・ 胃がんリスク検診 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診方法の検討 ・ 胃がんリスク検診の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 検診方法の検討 ・ 胃がんリスク検診の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 受診率 | 胃がん 1.9% 肺がん 36.3% 大腸がん 33.3% 子宮頸がん 17.8% 乳がん 8.5% 胃がんリスク 15.6% | 40% | 50% |

(3) 感染症などの予防の充実（健康増進センター）

◆ 感染症の発生やまん延・重症化予防を目的に各種予防接種を実施します。

また、感染症や予防ワクチンに関する情報を市ホームページなどを通じて、市民へ迅速に提供します。

◆ 関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組みます。

『感染症等予防対策事業』（健康増進センター）

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種を推進するため、助成を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|-----------------|-----------------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種助成 ・ 対象者を 65 歳以上に拡大 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・ 予防接種に対する助成 | ・ 予防接種に対する助成 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率 | 51.6% | 55% | 58% |

(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ◆妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実、食育の推進に努めます。
- ◆地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。

| 『母子保健事業（再掲）』（健康増進センター） | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 妊婦健診などに対する助成を引き続き行うとともに、母子保健推進員による乳児家庭訪問を実施します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・妊婦健診14回分、子宮がん検査、HIV検査、超音波検査4回助成 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 | ・健診に対する助成 ・母子保健推進員による乳児家庭訪問の実施 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 妊婦健診利用者数（延べ） | 21,929件 | 23,000件 | 23,500件 |
| 母子保健推進員の乳児家庭訪問率 | 86.3% (843人/977人) | 88% | 90% |

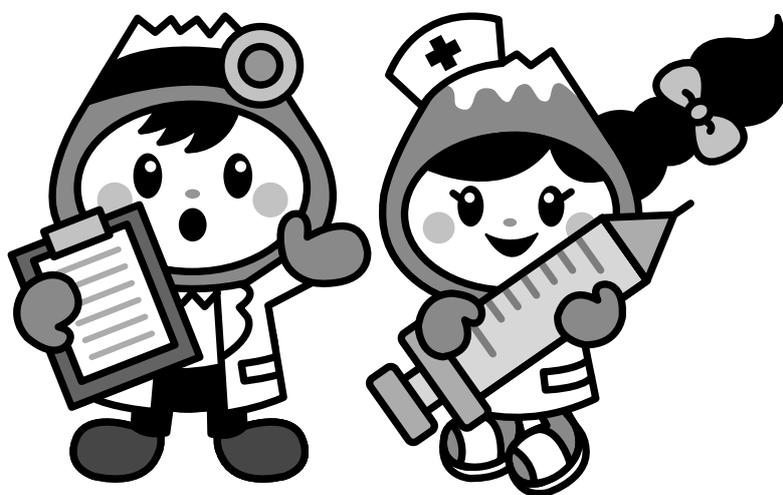
(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
- ◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

『介護予防事業』（健康増進センター）

一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|---|---|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業（各種教室や健康相談など） 地域介護予防活動支援事業（自主グループの育成と活動支援・交流） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | |
| 指 標 | 現況値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 介護予防自主グループ数 | 53 組織 | 70 組織 | 76 組織 |
| 自主グループ活動の登録者数 | 1,136 人 | 1,400 人 | 1,520 人 |



第2節 地域医療体制の充実

1. 施策の方向性

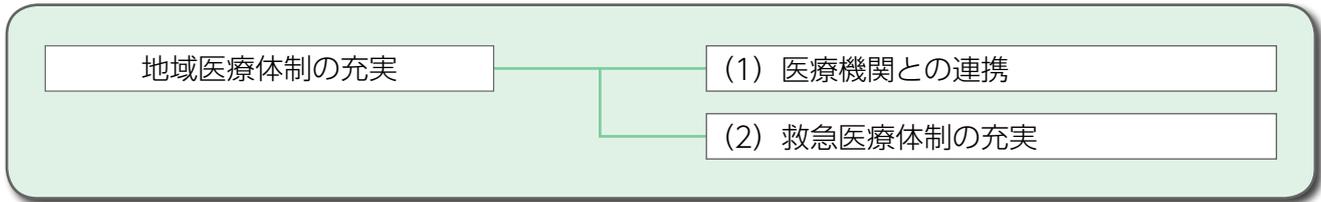
市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2. 現状と課題

- ◆市内の医療機関は、平成24年3月現在、病院5施設（544床）、診療所49施設（内6施設において82床）、歯科診療所45施設あります。
- ◆地域の総合病院については、第二次救急医療として川越地区の救急指定医療機関とともに輪番制方式により実施し、連携を図っています。
- ◆本市の救急医療体制は、初期救急（外来治療を必要とする軽症の患者に対応）、第二次救急（入院治療を必要とする重症の患者に対応）、第三次救急（さらに重篤な患者に対応）体制がそれぞれ整備されています。
- ◆初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。また、平成24年度より市内の病院において、小児の入院等、緊急患者の受入れを開始しました。
- ◆平成24年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」に対する不満度が平均より高く、不満の理由が「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携しながら、医療体制の整備とともに、引き続き積極的な情報提供が求められています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ◆市内医療機関と中核的病院（大学病院）相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ◆医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ◆医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進に努めていきます。

第3節 地域福祉の充実

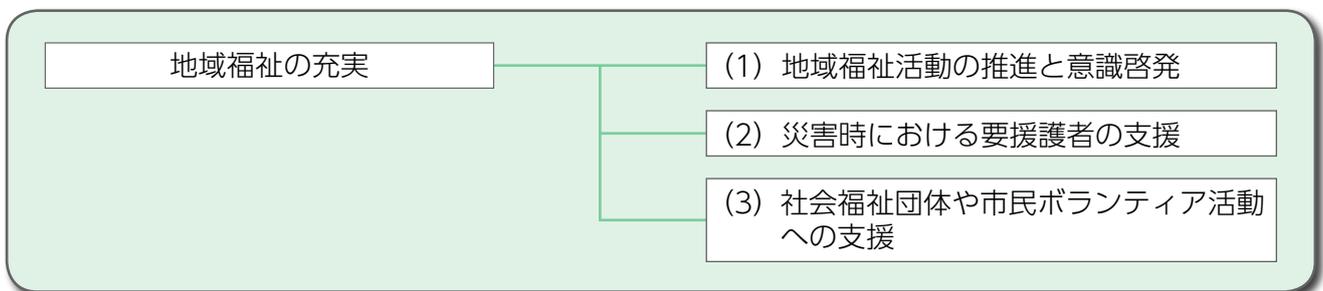
1. 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支えあう地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆地域課題を解決するためには、行政施策と併せて、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ◆平成 23 年度に災害時要援護者支援プランを策定し、平成 24 年度より災害時要援護者の申請登録を開始しました。また、登録者に対する個別計画の作成を、町会及び民生委員・児童委員の協力により進めています。
- ◆要援護者見守り事業に関する協定を新聞販売店、ガス検針業者及び郵便局等と締結し、年齢にかかわらず援護を必要としている方が発見されたときに迅速に支援するための体制づくりを進めています。
- ◆本市社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成 23 年度現在、56 団体 1,100 人であり、今後は、こうしたボランティアの役割が一層重要性を増すものと推測されます。

3. 施策の体系図





4. 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ◆市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム 21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ◆地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を進めます。

| 『地域福祉計画推進事業』（福祉課） | | |
|--------------------------------------|-------------------|-------------------|
| 社会福祉協議会や市民ボランティアとの連携により地域福祉活動を推進します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| ・地域福祉計画を周知するための出前講座を開催 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・市民協働による地域福祉活動の推進 | ・市民協働による地域福祉活動の推進 |

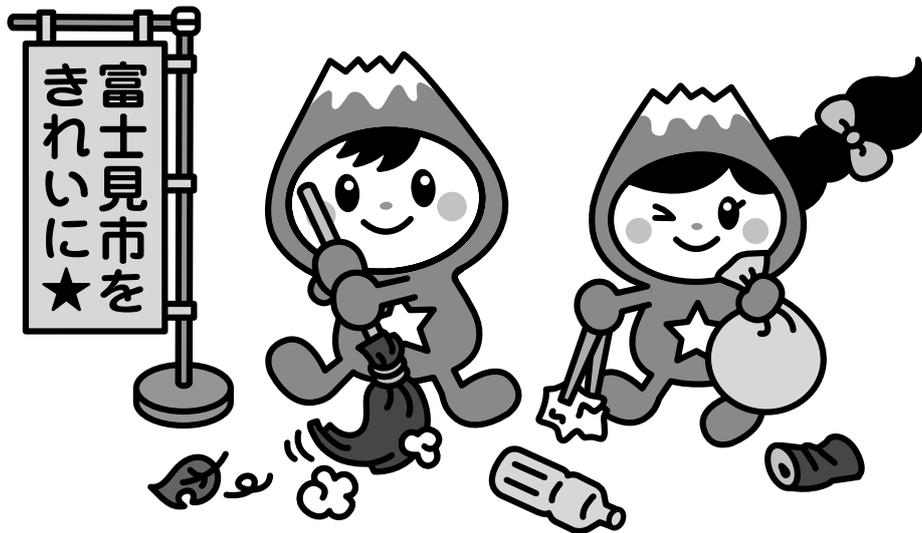
(2) 災害時における要援護者の支援（福祉課、安心安全課）

- ◆災害時において、高齢者や障がい者などの要援護者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護者情報の把握や安否確認、避難行動支援などに取り組みます。

| 『災害時要援護者支援事業』（福祉課、安心安全課） | | | |
|--|---|---|----------|
| 高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| ・避難支援プラン全体計画の策定（平成 24 年 3 月） ・災害時要援護者登録の開始（平成 24 年度） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 ・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 ・避難訓練実施 | ・要援護者名簿作成及び要援護者マップの作成、更新 ・個別支援計画、支援者用マニュアルの作成 ・避難訓練実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 要援護者登録人数 | 1,504 人 | 2,000 人 | 2,500 人 |

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ◆地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ◆社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの養成に努めます。



第4節 高齢者福祉の充実

1. 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいの支援を行います。

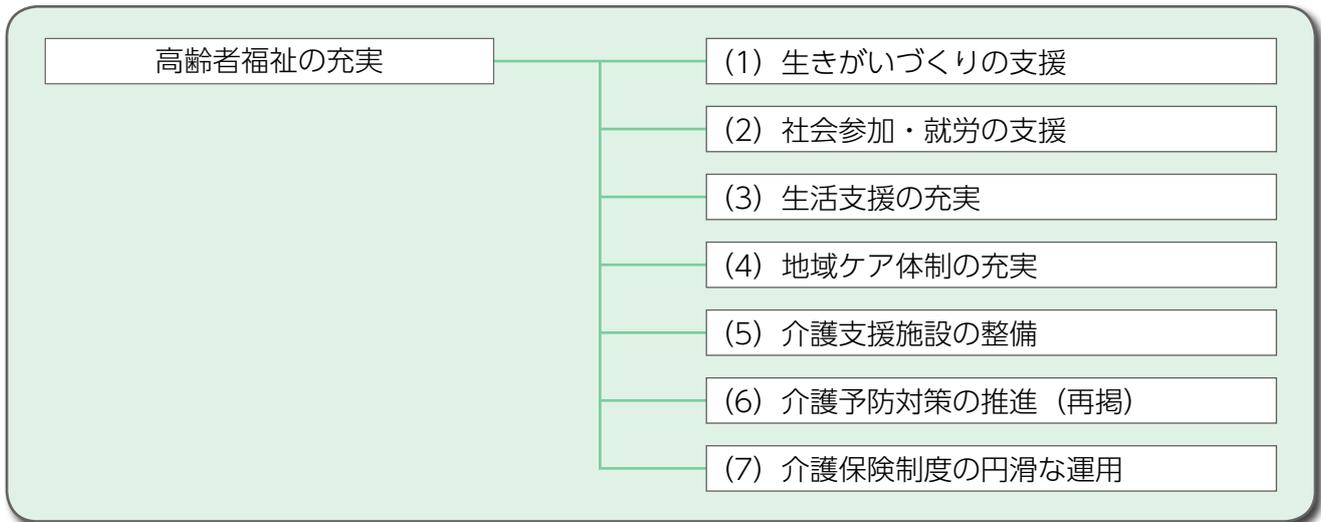
また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

2. 現状と課題

- ◆本市の高齢化率（65歳以上の割合）は、平成25年4月現在21.78%で、年々増加しています。高齢化の進展に伴い、一人暮らしや認知症の高齢者が増加しており、高齢になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるような支援の充実が求められています。
- ◆現在、3カ所の地域包括支援センターが、4圏域において様々な相談に対応していますが、早期の支援につなげ、きめ細かく対応できるよう、相談体制の強化や、地域における見守りや支えあいの仕組みづくりに努める必要があります。
- ◆認知症の高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の利用の必要性が高まっています。
- ◆シルバー人材センターは、就労を希望する高齢者に対して就業の機会を通じた健康や生きがいのため、民間の業務や公共施設の管理等を受託しています。老人福祉センターは、利用者数も増えており、コミュニティ大学などの活動も活発に行われています。
- ◆本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者の状態の悪化を防ぎ、できるだけ介護が必要な状態にならないようにする介護予防の取組みを強化していく必要があります。
- ◆介護が必要な人が、住みなれた地域で自立した生活を続けられるよう、地域密着型施設の整備を計画的に進めています。今後も、日常生活の場で医療や介護等の支援が一体的に提供できる地域での体制（地域包括ケアシステム）づくりを推進していく必要があります。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 生きがいづくりの支援（高齢者福祉課、交流センター、公民館）

- ◆老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動、コミュニティ大学など自主的な活動を支援します。

『高齢者の生きがいづくり支援』（高齢者福祉課、公民館）

コミュニティ大学への支援や高齢者学級の開催などにより、学習の機会、内容を充実します。また、老人福祉センターの施設環境やスポーツ・レクリエーション活動の場を充実します。

| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
|--|--------------------------|--------------------------|---------|
| | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| ・老人福祉センター利用者 34,515人 利用団体 769団体 (平成24年度) | ・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進 | ・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 老人福祉センター利用者数 (延べ) | 34,515人 | 39,000人 | 42,000人 |

(2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）

- ◆市民の様々な社会経験や知識・技能を活かすため、市民人材バンクへの登録を促進するとともに地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。
- ◆高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、ハローワークとの連携に努めます。

『シルバー人材センター運営補助事業』（高齢者福祉課）

高齢者の雇用機会拡大のため、富士見市シルバー人材センターに対する市委託事業の拡充や民間事業者の利用促進などの支援を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|---|---|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市委託件数 33 件 ・民間受託件数 294 件（平成 24 年度） | <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の拡充 ・民間事業者の利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業の拡充 ・民間事業者の利用促進 |

(3) 生活支援の充実（高齢者福祉課）

- ◆自立した生活を支援するため、一人暮らしや援護が必要な高齢者に対する各種施策を充実します。
- ◆認知症高齢者などのため、成年後見制度の普及や権利擁護などに取り組みます。

『在宅高齢者の支援事業』（高齢者福祉課）

寝具乾燥サービス、緊急時連絡システム機器の貸与、配食サービス、日常生活用具給付、紙おむつ支給などにより、在宅高齢者の日常生活を支援します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|--|--|--|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施 |

『成年後見センター運営事業』（高齢者福祉課）

成年後見を必要とする高齢者などのため、市民による後見人を養成・支援する成年後見センターを運営します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|---|--|--|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成講座の開催 ・成年後見センターの設置（平成 25 年 10 月・社会福祉協議会） | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見センターの運営 |

(4) 地域ケア体制の充実（高齢者福祉課）

- ◆日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、相談体制などの充実に努めるとともに、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を充実します。

| 『地域包括支援センター整備事業』（高齢者福祉課） | | | |
|---|--|----------------|--------|
| 高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができるよう、身近な地域ごとに地域包括支援センターを設置します。また、市民の方にわかりやすい名称に変更し、利用しやすい施設にしていきます。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・市内4圏域に設置 （民間委託2圏域・市直営2圏域） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・市内4圏域から5圏域化 ・全圏域を民間委託化 ・職員体制の強化 | ・全圏域にて運営（民間委託） | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 地域包括支援センター設置数 | 3カ所 | 5カ所 | 5カ所 |

(5) 介護支援施設の整備（高齢者福祉課）

- ◆介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業・施設の整備を進めます。特に、在宅での生活ができるだけ続けられるよう、地域密着型施設の整備を検討します。

| 『地域密着型施設の整備』（高齢者福祉課） | | |
|---|----------------|----------------|
| 身近な地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの地域密着型施設の整備を検討します。 | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | |
| ・公募による地域密着型施設の整備 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 |
| | ・地域密着型施設の整備の検討 | ・地域密着型施設の整備の検討 |

(6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）

◆加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。

◆介護予防活動に取り組む市民の自主グループの育成と交流を支援します。

| 『介護予防事業（再掲）』（健康増進センター） | | | |
|--|-----------------|---|---|
| 一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。 | | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発事業（各種教室や健康相談など） 地域介護予防活動支援事業（自主グループの育成と活動支援・交流） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上などのための各種教室、健康講座、健康相談会の開催 介護予防自主グループの育成、活動支援、団体間交流の促進 |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 介護予防自主グループ数 | 53 組織 | 70 組織 | 76 組織 |
| 自主グループ活動の登録者数 | 1,136 人 | 1,400 人 | 1,520 人 |

(7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）

◆高齢者保健福祉計画に基づき、介護が必要な人とその家族が安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスの適切な給付に努めるなど、健全で円滑な制度の運用を行っていきます。

| 『介護保険制度の運用』（高齢者福祉課） | | |
|---|-----------------|---|
| 介護予防事業や入浴、食事などの介護や機能訓練、看護など介護が必要な方の日常生活を社会全体で支えます。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 第 5 期高齢者保健福祉計画の推進 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防施策の推進 介護サービスの提供 第 6 期高齢者保健福祉計画の策定 |

第5節 障がい者福祉の充実



1. 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、ともに生きともに支えあうまちを目指します。

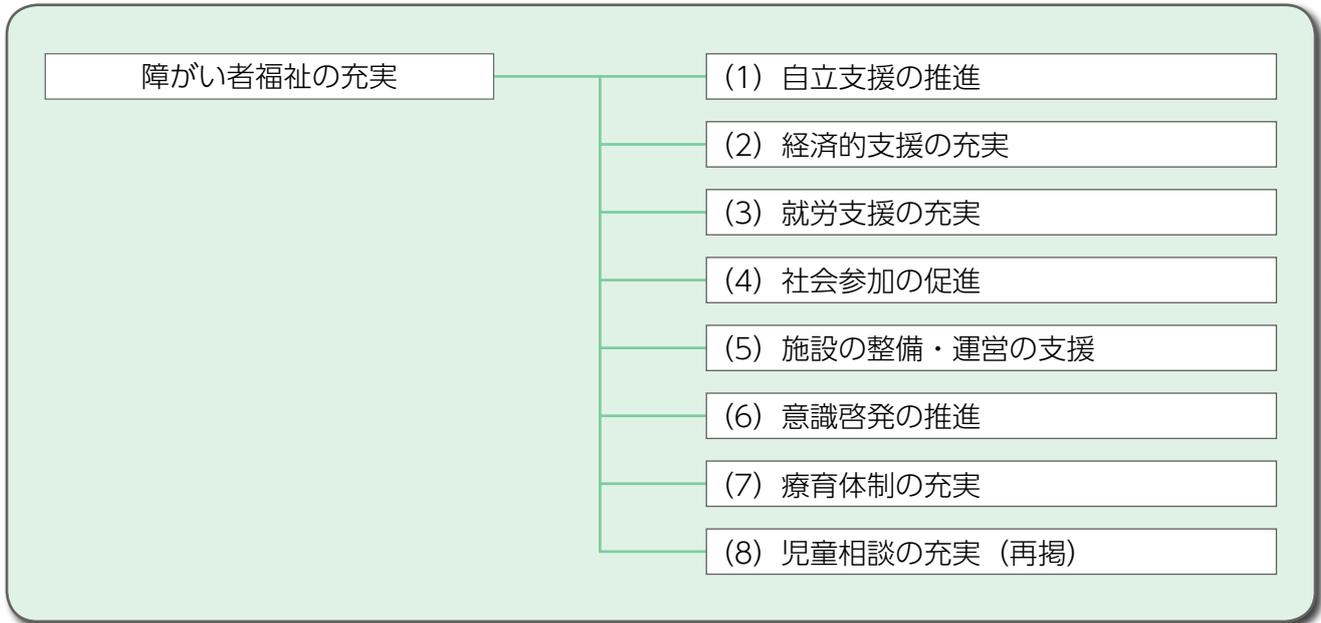


2. 現状と課題

- ◆高齢化の進行などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい児・者に関する相談・支援が増えています。
- ◆乳幼児健診などによる障がいの早期発見、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらに卒業後の進路指導まで一連の体制を整えています。近年は、発達障がいに関する相談が増えていることから、関係機関の連携強化に取り組んでいます。
- ◆近年、乳幼児の発達の遅れに関して、みずほ学園への相談件数が増加しています。そのため、通園児に限らず、地域で支援を必要とする子どもに対し、児童発達支援センターとして地域療育支援事業の充実に努めています。
- ◆障がい者支援については、個々のニーズに対応した各種支援に取り組んでいますが、就労訓練や、地域での生活を送ることができるグループホームなどの施設の整備・支援が求められています。
- ◆障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されました（平成25年4月1日施行）。難病患者が対象に加えられたほか、障害者支援区分の見直しなどが行われました。
- ◆障害者総合支援法では、障がい者が地域生活で必要なサービスを効果的に活用できるように、「サービス等利用計画」を作成することになったことから、三芳町と共同で開設した「障がい者相談支援センター」において、相談支援、サービス等利用計画の作成を行うこととしています。



3. 施策の体系図



4. 施策の内容

(1) 自立支援の推進（障がい福祉課）

- ◆地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援体制の充実や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

『地域生活支援事業』（障がい福祉課）

相談や日常生活用具の給付、手話通訳の派遣、外出時の支援、障がい児の一時預かりなどにより日常生活を支えます。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|--|-----------------|-----------------|----------|
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援事業 ・地域活動支援センター事業 ・移動支援事業 ・日中一時支援事業 ・日常生活用具給付 | ・事業の充実、推進 | ・事業の充実、推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 登録手話通訳者数 | 12 人 | 14 人 | 16 人 |

『障がい者相談支援センター運営事業』（障がい福祉課）

障がい者の福祉サービスに関する相談や利用に対する援助を行うため、障がい者相談支援センターを設置・運営します。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
|-------------------------------------|------------------|------------------|
| ・障がい者相談支援センターの設置（平成 25 年度・三芳町と共同設置） | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | ・障がい者相談支援センターの運営 | ・障がい者相談支援センターの運営 |

（2）経済的支援の充実（障がい福祉課）

- ◆経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

（3）就労支援の充実（障がい福祉課）

- ◆地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、就労支援センターの充実に努めます。

『就労支援の充実』（障がい福祉課）

障がい者の就労機会の拡充とともに、安心して働き続けることができるよう障害者就労支援センターによる支援を行います。

| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|----------|
| ・障がい者就労支援センターの運営 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・就労支援の推進 | ・就労支援の推進 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 登録者数 | 131 人 | 180 人 | 200 人 |

（4）社会参加の促進（障がい福祉課）

- ◆心身に重度の障がいのある方の行動範囲の拡大と社会生活への参加・自立の促進、経済的負担の軽減のため、福祉タクシー利用料補助などを行います。また、単独の外出が困難な障がい児・者にヘルパーが付き添い支援を行う移動支援事業、車での送迎、外出援助等を行う生活サポート事業を実施します。

(5) 施設の整備・運営の支援（障がい福祉課）

- ◆障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

| 『就労訓練事業所の運営支援』（障がい福祉課） | | | |
|---|-------------|-------------|--------|
| 精神障がい者の就労訓練や相談体制を充実するため、就労訓練事業所の運営を支援します。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| — | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・運営支援 | ・運営支援 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成24年度 | 平成28年度 | 平成30年度 |
| 市内就労訓練施設利用者数（人） | 20人 | 24人 | 30人 |

| 『放課後等デイサービス施設の整備（再掲）』（障がい福祉課） | | | |
|--|-----------------|-------------|--|
| 特別支援学校に通学している児童の、放課後や夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練の場を提供するため、社会福祉法人による施設の建設に対する補助を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・社会福祉法人による特別支援学校放課後児童クラブ「あらかると」の運営 | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・社会福祉法人による施設の建設 | — | |

| 『障がい者グループホーム運営補助』（障がい福祉課） | | | |
|---|------------------------------|-------------|--|
| 知的障がい者の地域における生活への移行体制を充実するため、グループホームの運営に対する補助を行います。 | | | |
| 現況（平成25年度） | 事業計画 | | |
| ・社会福祉法人によるグループホームの建設（平成26年度開設予定） | 平成26年度～28年度 | 平成29年度～30年度 | |
| | ・グループホームの開設 ・グループホームの運営補助 | — | |

(6) 意識啓発の推進 (障がい福祉課)

- ◆当事者、関係者、市民が参加する自立支援協議会において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

| 『障がいへの理解と交流の推進』(障がい福祉課) | | |
|--|--|--|
| 障害者支援計画に基づき、広報紙やホームページの活用による障がいへの理解促進や、交流機会の拡充、福祉教育の一層の充実などにより、ノーマライゼーション社会の実現に取り組みます。 | | |
| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | |
| ・第 3 期障害者支援計画の推進 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などによる理解促進への取組み ・交流機会の拡充 ・第 4 期障害者支援計画の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙などによる理解促進への取組み ・交流機会の拡充 |

(7) 療育体制の充実 (みずほ学園)

- ◆関係機関と連携し、障がい児や発達の遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。特に、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児、医療的ケアの必要な重度障がい児への対応の充実に努めます。

| 『みずほ学園運営事業』(みずほ学園) | | | |
|--|--|---|---|
| 障がいや発達に遅れのある就学前の子どもの早期療育や支援に向けて相談機能などを充実します。 | | | |
| 現況 (平成 25 年度) | 事業計画 | | |
| ・機能訓練や指導の実施 | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 | |
| | ・機能訓練、指導の実施 | ・機能訓練、指導の実施 | |
| 指 標 | 現状値 | 目 標 値 | |
| | 平成 24 年度 | 平成 28 年度 | 平成 30 年度 |
| 利用者数 (入園者と外来利用者の実人数) | 入園延人数 34 名 外来実人数 158 名 (うち市内 87 名) | 入園人数 30 名 外来人数 230 名 (うち市内 160 名) | 入園人数 30 名 外来人数 230 名 (うち市内 160 名) |

(8) 児童相談の充実 (再掲) (障がい福祉課)

- ◆子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、家庭児童相談員による相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる専門相談、専門医による診断・指導など、支援体制の充実に努めます。

第6節 社会保障の充実

1. 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

2. 現状と課題

◆生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し、全国的に増加傾向にあり、本市においても、状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。

◆国民年金については、引き続き、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。

◆国民健康保険については、引き続き、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、都道府県単位での国保事業の広域化について議論の動向を見守る必要があります。

3. 施策の体系図

社会保障の充実

(1) 社会的自立の支援

(2) 国民年金制度の周知の充実

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応



4. 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ◆すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

| 『就労支援事業』（福祉課） | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 生活保護受給者の自立に向けた就労活動を支援します。 | | |
| 現況（平成 25 年度） | 事業計画 | |
| | 平成 26 年度～ 28 年度 | 平成 29 年度～ 30 年度 |
| ・ 就労支援員の配置 | ・ 相談支援の充実 | ・ 相談支援の充実 |

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ◆公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知に努めます。

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ◆特定健診事業の推進やジェネリック医薬品の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。
- ◆国民健康保険や後期高齢者医療制度などの地域医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。

